

JGAP標準品目名リスト(家畜・畜産物)

品目名(注1)	認 証 範 囲
乳用牛	生乳生産を目的として飼養、出荷される生体(注2)
肉用牛	食肉生産を目的として飼養、出荷される生体(注3)
豚	食肉生産を目的として飼養、出荷される生体(注3)
採卵鶏	鶏卵生産を目的として飼養、出荷される生体(注4)
肉用鶏	食肉生産を目的として飼養、出荷される生体(注3)
生 乳	乳用牛から搾乳される生乳であってバルクタンクにおける保管まで(集乳は対象外)
鶏 卵	GPセンターへの出荷まで(GPセンターは対象外)
注 釈	<p>1. 「品目名」は、認証上の標準的な表記(認証書に記載されるもの)</p> <p>2. 乳用牛の生体には、次を含む。 ①繁殖用として飼養、出荷される乳用牛 ②食肉用として出荷される搾乳の用途を終えた乳用牛</p> <p>3. 肉用牛、豚、肉用鶏の生体には、それぞれ繁殖を目的として飼養、出荷される肉用牛、豚または肉用鶏を含む。</p> <p>4. 採卵鶏の生体には、次を含む。 ①繁殖用として飼養、出荷される採卵鶏 ②食肉用として出荷される採卵の用途を終えた採卵鶏</p>

【備考】 認証上の表記の例示

- 例えば、乳用牛を飼養し、生乳を出荷し、搾乳の用途を終えた乳用牛を食肉用等として食肉処理場に出荷している農場についての認証上の表記は、「乳用牛・生乳」となる。
- 例えば、乳用牛を飼養し、生乳を出荷するとともに、乳雄子牛を肥育素牛として肥育農家に出荷し、または食肉用として肥育して食肉処理場に出荷している農場についての認証上の表記は、「乳用牛・生乳・肉用牛」となる。
- 例えば、採卵鶏を飼養し、鶏卵を出荷するが、採卵の用途を終えた採卵鶏は認証家畜として出荷しない農場についての認証上の表記は、「鶏卵」となる。
- 例えば、採卵鶏の大雛を生産し、出荷している育雛農場についての認証上の表記は、「採卵鶏」となる。